

クリニックにおける院内感染防止対策の取組について

当クリニックの外来において、受診歴の有無に関わらず発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行っております。受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の導線を分ける等の対応を行っております。

一 院内感染対策 一

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

感染防止対策を病院全体として取り組み、クリニックに関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策に係る体制

院長を「院内感染管理者」と定め、「感染防止対策部門」を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。

3 院内感染対策の業務内容

全ての職員が遵守する「感染防止対策業務指針」及び「手順書」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等の着脱など有事の際の訓練を実施しています。また、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。

4 職員教育

全職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

5 抗菌薬の適正使用

抗菌薬を投与することにより患者状態の改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌薬の副作用が生じたりすることがあります。

このため、適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

6 感染対策連携

クリニックでは「外来感染対策向上加算」を算定しており、地域の「山形市医師会」（又は「山形市立病院済生館」）との感染対策連携を取っています。

令和6年6月1日

小姓町肝臓内科クリニック